

民本主義の誕生

——浮田和民を通じて——

宮本又久

【要約】 本稿では、雑誌『太陽』主幹としての浮田和民の思想を検討することによって、民本主義の誕生について考えて見た。浮田の民本主義は、政権運用の方法としては立憲制の実施と発展を主張し、政権運用の目的としては社会政策の実施と帝国主義的發展を期するものであった。それは日本帝国主義の危機に臨んで、立憲制の発展によってこれに対応しようとする保守主義であり、従って一方では反動勢力に対抗し、他方では社会主義勢力に対抗するものである。このような浮田の民本主義は、大逆事件と韓国併合によって、一層日本帝国主義の危機を痛感させられた事によって強められていったものと考えられる。危機に対応する保守主義という観点から、民本主義の誕生を、一応、大逆事件の年である明治四十三年に置いて考えたい。民本主義は一応大正八年を頂点として凋落の傾向を見せ、第二次若槻内閣を最後として終りを告げるが、戦後の「民主化」はその復活と考えられる。

史林 五〇巻二号 一九六七年三月

はじめに

民本主義は吉野作造によって代表されている観があるが、吉野だけが民本主義者だったわけではなく、また、民本主義の誕生が、大正三年以来の、吉野の『中央公論』誌上での活躍に求められるわけでもない。

よく知られているように、民本主義者として世に出るまでの吉野に大きな影響を与えた人物としては、少くとも、海老名弾正・

小野塚喜平次・浮田和民の三人があげられる。吉野が思索生活に最も大きな影響を与えられた人物としてその名をあげた、宗教上の師としての海老名弾正。吉野がそれを受けついでとされる衆民主義を説いた、学問上の師としての小野塚喜平次。吉野が、『太陽』誌上でのその自由主義的な論説に惹きつけられたと述べているジャーナリズムでの先輩、浮田和民の三名の中から、民本主義者としての先駆的な役割を果たした人物を挙げるとするならば、それは浮田和民であろう。何故ならば、民本主義者と言う場合、宗

教育家であった海老名や、アカデミズムの世界にあった小野塚よりも、『太陽』その他を通じて活潑な啓蒙活動を行なった浮田和民の方が、その名にふさわしい人物だからである。

ここでは、その浮田和民をとりあげることによって、民本主義の誕生を問題として見たいと思う。時期的には、浮田が鳥谷部春江の死去のあとを受けて『太陽』主幹として登場した明治四二年二月から、吉野作造が『中央公論』に登場する以前の、大正二年までとする。民本主義の誕生と言う以上、民本主義とは何かを最初に明らかにして置くべきかも知れないが、それは本文に譲ることとする。

一 浮田和民の課題

浮田が、雑誌『太陽』に主幹として登場した明治四二年二月は、恰度、吉野作造が中国から帰って東大法科助教となった時である。当時の内閣は第二次桂太郎内閣。熊本洋学校から同志社を卒業した所謂熊本バンド系のクリスチャン浮田和民は、米国のエール大学で史学・政治学を学び、当時は早大教授であった。

浮田が、明治四二年二月号の『太陽』にのせた「太陽の読者に告ぐ」は、彼の政治的立場の宣言であったが、そこには次のように述べられている。

内には人格の観念、自由の理想を發揮して倫理道德の大本、立憲制度の基礎を確立し、外は世界的精神を鼓舞して平和の競争に万国と駢馳し、文明の事業に世界と同化し、人類の幸福を増進せんことを主張すべし。即ち内部に向つては立憲思想の普及を計り、外部に対しては倫理的帝國主義の実現を期し、世界的常識と人類の公德とを養成して大に我が民族の天才を宇内に發展せんこと、是れ余が平生の持論にして又太陽従來の主張に外ならざるなり。

以上に明らかなように、「内部に向つては立憲思想の普及を計り、外部に対しては倫理的帝國主義の実現を期」すること、これが浮田の課題であった。

ところで浮田の所謂「立憲思想の普及」とは、具体的にはどういふ内容を持つものであったのか。それが、非立憲的思想に対抗するものであることは言うまでもなく、例えば、彼が「我が国民ほど愛国心濃厚にして然かも政治思想及び自治精神の薄弱なる人民は稀れなる可し」(第二十世紀の憲法政治)明治四二年四月号の『太陽』と言うとき、そこには、愛国心養成一点ばりの日本の教育に対する批判がこめられている。このような、旧思想に対する批判については、なお後に触れたいと思うが、ここでは、浮田が「立憲思想の普及」と言う言葉の中に積極的にもり込もうとしている

内容をさぐって行きたい。

浮田は、日本の憲政は甚だ不完全で「憲政創業の美未だ成らず」と見ているが、そのための急務は「須らく選挙権の範囲を拡張し、公平なる選挙法を実施」することにあつた(同上)。普選の主張は自由民権運動期に既に見られた所であり、普選運動も明治二十年代から展開されているのであるから、浮田の選挙権拡張の主張は、特にとり立てて言う程のことはない。ただ、述べておかなければならないのは、「白耳義及びフィンランドに行わたる比例投票法は公平なる選挙制度にして早晚文明諸国一般の模範となることあらん」(同上)という比例代表制の主張である。しかし、問題はそれ以上に、浮田が選挙権拡張・比例代表制の採用によって、何が実現されることを望んでいるかにある。この点に関して浮田が次のように述べているのは注目されよう。

第十九世紀の憲法政治は一時立法権のみを偏重して特に主権の発動と為したれども、第二十世紀の憲法政治は立法行政二権共に主権の発動にして二者分離す可からず、偏重す可からず、而して社会公共の利益とあれば如何なる方案、如何なる政策をも断行し得る行政権の存在を必要とせり(同上)。

つまり、浮田にとっては、「社会公共の利益」のためには、如何なることをも為し得るといふ行政権の存在が、二十世紀の憲政の

実現に不可欠のものであつた。言いかえれば、「第二十世紀の大問題は最早や憲法問題に非ずして広義の行政問題なり」(同上)、と云うことであつた。

それでは、二十世紀の大問題としての行政問題とは、社会公共の利益のための政策とはどのようなものなのか。

今や国際競争激烈にして世界の何辺より一国の安危に関する問題を惹起し来らんも知る可からず、又た内部には労働問題、貧民問題、土地問題、租税問題、其他商工業に関する百般の社会問題起り、立法部は単に旧法律を廢止するを以て専務と為すこと能はず、新法律を制定し、又た之を実施せんことを要するが故に、立法部は強大なる行政権の存在を以て必要条件と為せり(同上)。

右に明らかなように、強大なる行政府の存在を必要とする行政問題とは、国際問題(言いかえれば帝国主義諸国間の対立の問題)と社会問題とであつた。従つて、さきの浮田の課題は、「内部に向つては立憲思想の普及を計り、外部に対しては倫理的帝国主義の実現を期」するにあつた、と述べておいたのであるが、ここでそれを、立憲思想の普及による社会問題の解決と帝国主義の実現にあつたと言いかえてもよいであらう。

後年吉野作造が、「政権の運用によつて達せんとする目的(即

ち政治の方針)に関する或る主義」と「政治の目的を最も有効に達し得べき政權運用の方法に関する或る主義」とを区別し、後者、すなわち政治の形式的組織に関する主義を憲政の本義として説いたことはよく知られていることである。いま、吉野的用語に従えば、政治の形式的組織に関する主義に当るものが、浮田の所謂憲法問題、すなわち「立憲思想の普及」によって「憲政創業の美」を濟さんと欲するものであり、前者、すなわち政治の実質的目的に関する主義に当るものが、社会問題の解決と帝国主義の実現を期するものであると言えよう。簡単に言えば、浮田は、政權運用の方法としては立憲制をとり、政治の目的としては、帝国主義と社会問題の解決を挙げたのである。そして浮田は、前述したように、「第二十世紀の大問題は最早や憲法問題に非ずして広義の行政問題なり」と言っているのであるから、彼の主たる関心は、右に挙げたような政治目的を如何にして達成するかという政策の問題にあつたと考えられる。

政策問題に触れる前に、ここで少しく彼の所謂憲法問題に触れておきたい。浮田は、上杉慎吉・美濃部達吉の憲法論争を論評した論説に、「無用なる憲法論」という題名をつけている(『太陽』大正元年一〇月号)。浮田は、無用といいながら、論評を通じて論争に参加しているのである。即ち彼は、「美濃部博士の解説は上

杉博士よりも穩健である。而して其の研究法は上杉博士よりも科学的である」として、美濃部学説に賛意を表しながらも、美濃部が国体と政体を区別しないのは誤りであるとして、日本は国体としては君主国体、政体としては立憲政体であると述べている。浮田にとつて、上杉的な天皇親政説か、美濃部的な天皇機関説か、と言うことはやはり重要な問題であつたし、国体と政体とを區別することも十分意味のあることであつた。にも拘わらず彼は敢て「無用なる憲法論」と題したのである。

浮田が、憲法問題を文字通り無用のものと見るものでなかつたことは、彼が、イギリスの上院権限問題に注目していたことにも示される。「英国政界の前途」(『太陽』明治四四年二月号)は、イギリスで、上院の予算案否認権を法律によって廃止しようとする動きがあることを伝えているものであるが、「議會政治の本家本元」である英国で上院の権限が今後どのようになつて行くかは、日本の貴族院をどう考えるかの問題でもあつた。憲法問題は既に解決済み、とか、無用とか言うことであれば、「英国政界の前途」という論説は書かれなかつた筈である。ちなみに、留学中の吉野作造も、この問題の成り行きに注目していた。

浮田が比例代表制を主張していたことも、ここで今一度触れておかなければならない。彼が比例代表制を主張したのは、「社会

多数者の為のみならず其の少数者の為にも教育若しくは救済の方法を完備し、以て真に社会全体の進歩発達を期」さなければならぬ」と考えたからである(二十世紀の憲法問題)。浮田が、「少数者」と述べているのは具体的にどのような内容を持つのか明らかではないが、彼が比例代表制による少数者の利益擁護を「第二十世紀に於ける憲法政治の最大要務なりとす」と述べていることから見て、前に述べたような社会問題の解決とは無関係ではあり得ないと思われる。つまり浮田にとっては、社会問題の解決という憲政の目的と、普選・比例代表制という憲政の方法とは不可分の関係にあるものであった。この点から考えても、浮田が単に行政問題だけを重視して、憲法問題を無用としていたとはなし難いのである。

右のように考えられるにも拘わらず、浮田が、敢て「無用なる憲法論」と言い、二十世紀の大問題を憲法問題ではなくて行政問題だと言っている所に、われわれは、浮田にとっての国際問題や社会問題が持つ重大さが、いかに大きなものであったかを知ることが出来ると思う。天皇親政説も天皇機関説も、もし国際問題や社会問題解決の具体策を示し得ないならば、一体何の意味があるのか、それが浮田の言いたい所ではなかったろうか。

それでは、浮田の政策は何であったか。「百年前の世界と百年

後の世界」(『太陽』明治四五年一月号)で彼は、二十世紀の問題として社会問題・婦人問題・人種問題・平和問題をあげ、欧米諸国では普選問題などは解決済みで、「此上多数人民が其の幸福を増進すべき手段は其の得たる参政権を活用して社会政策を行う可きことである」と述べている。社会問題解決のために、「社会公共の利益」のために必要なのは、普選に基づく社会政策の実行であった。

他方、今一つ浮田にとっての重大問題は国際問題、即ち帝国主義諸国間の対立の問題であった。倫理的と言い、平和の競争に万国と駢馳すると言う浮田は、一応、武断的な侵略主義者とは区別される。しかし、浮田が帝国主義者であったことはもとよりである。彼は「行政及税制の根本的改革」(『太陽』明治四五年六月号)で次のように述べている。

昨年以來支那の革命は外国より兵力上の干渉を恐れたが財力上の干渉を欲迎したのである。然るに日本が官民共に袖手傍観の位置に立って已むを得ざるに至ったのは全く財力欠乏の結果である。(中略)

今日我國の政治に欠く可からざるものは第一に財力、第二も財力、第三も財力という可きである。

「東洋最初の共和国」(『太陽』明治四五年二月号)で、中国革命に

対する不干渉を説いている浮田であるが、中国に対する経済的進出のためにも、行財制の整理を要求する浮田でもあった。浮田が、いかにして実業道德の理想を実現するかを問題とし、「将来の日本に関する三大疑問」『太陽』明治四一年一月号）、日本人の貨幣觀念が改められなければならないことを説き（『日本人の道德觀念』『太陽』明治四二年一月号）、武士道は商工業の發展に必要な実業道德を養成することが出来ないと批判した（『武士道に関する三種の見解』『太陽』明治四三年七月号）ことなどは、何れも、旧思想に対する批判であるが、同時にそれは帝國主義的發展につながるものでもある。教育の革新は、浮田が立憲思想の普及のために力説したものであるが、それは既に述べておいたように、当然彼の政治目的の実現につながるものであった。

明治四三年五月号の『太陽』には、某貴族院議員談として「国民政治思想の現状及促進法」を掲げているが、そこには「私の希望は今後の政党は外に対しては帝國主義、内に対しては社会政策と云う二大綱目を掲げて行かなければならぬ」と述べられている。支配階級の意図を端的に表明したものであるが、民本主義者浮田和民の政治目的が右の二つに外ならなかった事は既に見て来た通りである。しかもこの二つは、単に浮田和民の政治目的であっただけでなく、民本主義者に共通するものと考えてよいであろう。

吉野作造が、民本主義を政治の形式的組織に関する主義と政治の實質的目的に関する主義とに分けて、前者を狹義の民本主義として説いたことは既に触れた通りであるが、このことは吉野が政治の實質的目的を有していなかったことを示すものでは決していない。吉野の著作を通観するならば、彼も亦、帝國主義と社会政策を二大目標とするものであることが明らかである。また吉野作造と福田徳三を中心とする黎明会（大正七年十二月結成）に集まった人々の共通的目标も亦、帝國主義と社会政策の二つであった。

民本主義なるものを、単に普選要求、政党内閣の要求、或は天皇制との関係、貴族院論等に於いて問題とするならば、言いかえれば、民本主義を単に議會制民主主義の要求とするならば、それは自由民権期に出尽していたものとも言えるのであって、所詮それは二番せんに過ぎない。しかし、言うまでもないことであるが、自由民権期と大正デモクラシー期との決定的な違いは、前者が日本の産業革命以前の時期であるのに対して、後者は既に日本が帝國主義段階に入っていた時期だと言うことである。その故に大正デモクラシーは、ブルジョア・デモクラシーとプロレタリア・デモクラシーとの抗争という性格を持つ。そして民本主義は、ブルジョア・デモクラシーの理論として、明らかに社会主義との対抗を意識しているものである。その故に民本主義を特色づける

もの、民本主義者が採り上げざるを得ないもの、は帝国主義と社会政策以外のものではあり得ないのである。浮田が、憲法問題よりも行政問題と言った意味もそこにある。

浮田の二つの目標、帝国主義と社会政策が民本主義者に共通する目標である点から考えれば、そして彼がこの二つの目標を達成するための政治組織としての立憲制についての啓蒙活動に尽力した点から考えれば、浮田を民本主義者としての先駆的な役割を果たした人物の一人と考えることは、十分理由のあることと思う。「なお、同様な役割を果たした一人として、永井柳太郎をあげることが出来ると思う。永井については、「民本主義者としての永井柳太郎」『岡山大学教養部紀要』第二号に触れておいた。参照して、ただければ幸甚である」

二 浮田和民の社会政策

浮田は前掲「百年前の世界と百年後の世界」で次のように述べていた。

社会問題は資本家と労働者との勢力問題である。婦人問題は男性と女性との勢力問題である。人種問題は優等人種と劣等人種との勢力問題である。

このような二つの勢力の対抗関係から生れて来る諸問題に対して、

さまざまのイズムが社会を風靡する。前掲「将来の日本に関する三大疑問」は次のように述べている。

社会には西洋の新思想注入せられ、トルストイ主義、ニイチエ主義、社会主義、無政府主義等混然として青年の思想を攪乱しつつある時代である。(中略)

吾人の希望は我が教育の基礎として一般に教育勸語を奉戴すると同時に憲法の明文によりて日本憲法の由来、意義、精神及び理想を人民に理解せしめ我が国体の神聖なるが如く此の憲法の神聖なる所以を知らしむることである。此の憲法の実現及び発達は我が国体を永遠無窮ならしむる唯一の制度なれば、我が国体を重んずるものは此の憲法を神聖とし、其の実行と円満なる発達とを希がわねばならぬ。

即ち、浮田にとつては、日本憲法の理想を理解し、その実現と発達に努めることが、トルストイ主義、ニイチエ主義、社会主義、無政府主義等に対抗する所以であった。しかし、諸々のイズム、就中、社会主義に対抗し得るものであるためには、憲政の発達が社会問題の解決につながるものでなければならぬ。憲法の理想を説くには、社会問題解決のための具体策を伴わなければならない。それでは浮田の具体策とはどのようなものであろうか。

浮田が選挙権の拡張を説いたことは既に見た通りであるが、選

挙権の拡張、ひいては普選の実現ということは、この時期にあっては労働者や小作農に参政権を与えることを意味した。従つてまた、それは社会主義政党的出現の可能性を意味するものであった。市村光恵は「選挙権拡張はすべきか」(『太陽』明治四三年四月号)で次のように述べている。

蓋し普通選挙の直接の結果は、労働者に参政権を与うることとなればなり(中略)。労働者の参政は又種々の弊害を伴う(中略)。一國の生存と相容れざるが如き主義を懷抱する政党的發生すること其三なり(中略)。特に第三の事實は、今日列國と競争の地位に立つ上に於て、最も恐るべき現象なり。

市村は、普選は社会主義政党的出現につながり、それは帝国主義國日本にとって最も恐るべき現象であると考へた。その故に彼は、労働者が参政権を要求し、「之を与うるにあらざれば不穩の虞ある迄に至らば別問題」であるが、それまでは普選実施の必要を見ないとして断定したのである。普選に対する反動側の考へ方を最も端的に表明したものであると言へよう。

もとより、浮田も社会主義政党的出現を歓迎するものではない。彼は「将来の政党」(『太陽』明治四二年五月号)で、日本に「階級的競争を事とする政党の無きは実に其の幸運なりと言ふべし」と述べており、「工場法制定の必要」(『太陽』明治四三年二月号)で

は、工場法を制定しなければ、「社会に無告の窮民を増加して不穩なる社会党的の勃興を促がんとするの恐れあり」と述べている。社会主義政党的出現を恐れる気持は、市村も浮田も同様であった。しかし、市村と浮田との違いは、普選のもたらす結果についての見解の相違にある。市村も普選の利益を認めないわけではない。市村によれば普選の利益は、それによって労働者が自衛の道を講じ得るところにあった。前掲「選挙権拡張はすべきか」には次のように述べられている。

労働者に代表権なき所には、議会が労働者の利益を無視するは通則なり。我工場法案が政友会の不同意に依りて、提出を見合わされたるが如き、亦同一の理由に出づ。政党が労働者の利益を眼中に置かず、商工業者の鼻息を窺うに汲々たりとせば、普通選挙に依りて、労働者階級に自衛の道を講せしむること必要ならん。

右に明らかなように市村は、労働者に参政権がなければ、議会が労働者の利益を無視するのは通則であると明言している。にも拘わらず、彼は普選となれば社会主義政党的出現を必至と見て、労働者階級の自衛の道を犠牲にしたのである。言いかえれば、市村には、日本の議會を「労働者の利益を無視する」ままに放置しておくのも已むを得ないとする冷酷さがあつた。

これに対して、浮田は前述したように、「参政権を活用して社会政策を行う」ことを考えていた。そして、工場法を制定しなければ「不穏なる社会党の勃興」を促す恐れありと述べていることに明らかなように、社会政策的立法によって「不穏なる社会党の勃興」を避け得ると考えている。普選↓社会政策↓階級政党出現阻止という考え方であるから、客観的には、勿論、普選を革命の安全弁とする考え方であると言える。しかし、普選を革命の安全弁とするのは市村とても同様である。前述したように市村は、労働者に参政権を与えなければ不穏の虞があるようになれば別問題だと述べているからである。それはまさしく、革命が起りそうになれば安全弁をつける必要があるとするものである。しかし浮田の場合はそうではなくて、彼は主観的には社会政策が「多数人民が其の幸福を増進すべき手段」であると考えている（前掲「百年前の世界と百年後の世界」）。社会政策が真に多数人民の幸福を増進するものであるならば、不穏なる社会党の勃興する筈はない。これが浮田の考えであろう。

前述したように、浮田は比例代表制を主張した。それは多数者のために少数者の利益が犠牲にされないような、制度的保証を求めているものと言えよう。このことは、浮田が少数者の立場に身を置いて考える姿勢を持っていることを示すものと言ってよからう。

う。またこれも前述したように、浮田は社会問題・婦人問題・人種問題を、対立する二つの勢力の対抗の問題であると見ていたのであるが、このような問題のたて方も、浮田が労働者・婦人・劣等人種の立場に身を置いて考える姿勢を示すものではなからうか。勿論、浮田が労働者階級の立場に立っていると云うのではないが、少くとも彼が一応労働者側に身を置いて社会問題を考えることが出来る人間であることを認めてよいと思う。彼が工場法の制定を必要と考えたのも、単に社会党出現阻止のためではない。前掲「工場法制定の必要」では次のように述べている。

法律を以て労働を制限せざる可からざる所以は資本家若くは雇主の常識に放任す可からざる重大の理由あるが為めなり。資本家若くは雇主の良心及び人情は工業上の生存競争に対して甚だ薄弱なること、事実上及び理論上争う可からざる所なり。

議会が労働者の利益を無視するままに放置する市村と、資本家、雇主の常識に放任す可からざる浮田の違いが、普選の効用についての見解の相異をもたらすのである。市村は反動的立場を代表し、浮田は民本主義を代表する。

浮田が労働者側に身を置いて考える以上、工場法の制定のみならず、労働者の団結の自由が主張されたのは当然である。彼は「教育上の立憲制度」（『太陽』明治四二年九月号）でそれを述べ、

また前掲「工場法制定の必要」でも次のように説いている。

労働者が平和に自己の要求を貫徹するの道は唯だ二つあるのみなり。一は同業組合を組織して労働者相互に補助し、資本家と異議を生ずる場合には資本家の代表者と同業組合の代表者と協議調停を為すの方法是れなり。而して他の一は工場条例を設けて婦人及び小児の労働を制限し又た必要に応じて一般の労働者に保護を与うるの方法即ち是れなり。

浮田にとって、工場条例の制定と労働組合の公認とが、労働者のための、社会政策的立法の二つの柱であったと言えよう。

三 大逆事件と韓国併合

社会問題と国際問題とを自己の課題とする浮田和民にとって、明治四三年におこった大逆事件と韓国併合とが持つ意義は重大なものがあつた（もちろん、浮田ならずとも、民本主義者ならずとも、重大な意義を持つことは当然であるが）。

先ず大逆事件から見て行こう。「政府及び議會の大責任」（『太陽』明治四四年二月号）によれば、大逆事件の責任の一つは「社会主義に対する処置宜しきを得ずして此の重大事件を激成した」政府にあり、一つは「公共の利益を忘れ社会問題を忽せにしたため、斯る不敬事件を未然に防止」出来なかつた議會及び各政党にある

とされている。政府に対する責任の追求は「社会主義及無政府主義に対する憲政上の疑義」（『太陽』明治四四年三月号及び五月号）では、一層きびしい形で行われている。

不幸にして従来社会主義に対する政府の取締りは常規を逸し、立憲国に於て有るまじき迫害の行為に涉り、一時難なく社会主義者の団体及び其の運動を撲滅した其の結果は一層危険なる秘密運動を発生し、前の社会主義者中その極端激烈なる分子は何時しか無政府主義に変形し、遂に今回の大逆事件を惹起した次第である。

社会主義に対する取締りの行き過ぎが、運動を一層危険なものとしたというだけならば、誰でも言いそうな事に過ぎないが、浮田の批判で注目されるのは、「立憲国に於て有るまじき迫害」と述べていることにも示されているように、社会主義取締りを憲政上の問題として論じていることである。右の論説から今少し引用すれば次の如くである。

立憲国の政府として社会主義及び無政府主義に対する如何なる方針を取る可き乎ということ（中略）是れは難問題であつて、實際憲法政治の死活に關する大問題である。

× × ×

例えば社会主義者という嫌疑の爲めに教員の職を免じ若しく

は任官の機会を与えず、或は其の出版、集会、結社の自由を拒みたることありとせば如何。其の表面の口実は如何にも致せ、實際以上の如き事実ありとするならば、日本帝国に於ける社会主義者は帝国憲法上の特権を奪われたものと言わねばならぬ。

桂内閣が右のような意味で非立憲的内閣であるという批判は、その後の浮田の論説を一貫している。例えば内閣更迭後のものであるが「ジャパンメール記者に答う」(『太陽』明治四十四年十二月号)では、「桂内閣を非難する訳は、彼の内閣が警察権を濫用して憲法上の規定を破毀したからである。而して民間の各政党とも社会主義・無政府主義の嫌疑若くは攻撃を受け政権に近づく時期の遠くならんことを恐れ、憲法上の問題で桂内閣の責任を問わなかったのは卑劣である」と述べている。また、「第三次桂内閣と憲政の大義」(『太陽』大正二年二月号)では、「中央公論」新年号や石川三四郎著『西洋社会運動史』が発売禁止となったことをあげて、桂内閣の言論弾圧に厳しく抗議し、「予は衷心より憲政擁護会又は全国同志記者大会等の勃興したのを喜ぶ、否な寧ろ其の勃興の早からざりしを憾むものである」とまで述べている。

以上に明らかなように、浮田にとっては、社会主義に対してどのような方針をとるべきかということが、憲政死活の問題と考えられた。大逆事件が、彼にそれを憲政死活の問題と考えさせた

言えよう。その故に彼は警察権力を以て社会主義者を弾圧した桂内閣を厳しく批判し、飽くまでその責任を追求した。議会・政党もまたその責任を免れることは許されなかった。普選とは労働者・小作農が参政権を持つことを意味したように、言論・著作印行・集会・結社の自由とは、社会主義者が言論の自由を持ち結社の自由を持つことを意味した。「日本臣民」(中略)均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得」という明治憲法第十九条の規定は、社会主義者に対する例外的取扱いを許すものであってはならなかった。大逆事件直後の浮田のこのような批判は、民本主義者の真面目をあらわしたものであり、後年吉野が評したように、天下の説書生の渴仰の中心たり得るものであったと思われる。

大逆事件は、浮田に憲政擁護の、と言うよりは憲政の実現と発達とが急務とされるものであることを、より痛切に感得させたものであり、その故に社会主義者に対する弾圧に厳しい抗議をなざしめたのであるが、前述したように浮田も社会主義政党的の出現を喜ぶものでは決してない。社会主義者も結社の自由を持つが、社会主義政党が出来ぬにこしたことはない。政府が社会主義に対する何等かの対策を講ずることは、浮田の反対するところではない。問題はそれが立憲的であるか否かにある。この意味で浮田が第二次西園寺内閣の三教会同を支持したことが注目されよう。

第二次西園寺内閣は、大逆事件後の一つの対策として神道・仏教・キリスト教の三教の会同を企て、明治四五年二月廿五日にその実現を見た。浮田は「内務省の宗教方針」（『太陽』明治四五年三月号）でこれを論じたが、「我輩平生の持論は大略床次君と同一である」と述べ、三教会同の推進者であった床次内務次官の考えを支持している。その理由は次に上げるような所にあつた（ただし、浮田は神道を儒教としている。これは二月廿五日以前の計画段階の執筆のためであろうか）。

教育者若くは政治家が此の三教に対して敬意を表し其の感化によりて社会道德の基礎を確実ならしめんとするのは当然の事であろう。信仰の自由を妨げざる範圍に於て政府が是等の宗教に依頼することは何の不都合もないことである。（中略）

今や当局者は直接警察権によつて危険思想の取り締りを為す愚策を棄て、間接宗教によつて国民道德の涵養を計らんとしつゝあるは穩当なる政策である。

クリスチャンである浮田が宗教による国民道德の涵養を考えたのは当然であろうが、浮田の所謂立憲的ということの半面をうかがわせるに足るものであろう。

更に、浮田がカーネギー・ロックフェラー両財団や大原孫三郎を高く評価したことも、警察権力に頼らない社会主義対策として、

心ある資本家に向けた浮田の期待を示すものとして注目される。カーネギー・ロックフェラーの紹介は「富の福音」（『太陽』明治四四年三月号）に見えており、大原孫三郎は「第二十世紀式の公共事業家」（『太陽』明治四五年二月号）でとりあげたものである。後者で浮田は次のように述べている。

余は氏の如き公共的精神を以て全国の篤志家が地方の教育、農事の改良、工業の發展に尽力するならば、今後我国に起り来らんとする社会問題を未然に解決することが出来るものと思ふた。

大逆事件が浮田に国内的危機を感得させたのに対して、韓国併合は彼に國際的ならびに国内的危機を感得させるものであつた。浮田にとつては「世界に於ける日本の運命は、一步を誤れば如何なる大蹉跌を為さぬとも限らぬ程危険なる場合に差しかかつて」来たと見られたのである（前掲「政府及び議會の大責任」）。

それでは浮田は何故、韓国併合が日本帝國主義の危機をもたらしたと考えたのか。その一つは、日本帝國主義に対する列國の警戒心を強めさせたことにある。前掲「政府及び議會の大責任」で彼は次のように述べている。

昨年朝鮮を併合したことは大成功で政治上朝鮮改新の実も挙がり、又た軍事上日本の位置を鞏固にする訳である。けれども

国际上に於ける日本の位置は却て列国の恐怖と猜疑とを增長せしめ、将来の事まだ容易に測る可からざる形勢である。

例えば、関東州の租借期限満期を十二年後にひかえた中国問題はどうなるか（浮田は関東州の租借期限を延長しなければならぬと考へており、中国の日本帝国主義に対する警戒のため、その外交交渉がスムーズにはこばなくなることを恐れているのである。ちなみに、彼は、後に問題となつた対華二ヶ条要求に対しては所謂五号要求だけを不可としており、この点についてのみそれぞれ攻撃している）。また、ロシアはどうで来るか。日米問題はどうか。浮田は、韓国併合の成功が却つて国際的に日本を危機に追いこむことを憂慮したのである。

第二は、韓国併合後に起る可能性のある朝鮮独立運動に対する憂慮である。浮田は「朝鮮を併合したことは大成功」と述べているものの、実は、あのような形で併合には必ずしも賛成してゐなかつたのである。このことは「韓国併合の効果如何」『太陽』明治四三年一〇月号）での次の発言に明らかである。

余が個人としての理想は今日韓国を併合することを為さず、従来の保護関係を継続し、将来韓国民の与論を發揮し、恰かも英蘭と蘇格蘭との隨意的合同を為したる時の如く、其結果永久日韓の關係をして円満なる状態を見るに至らしめんことなり

き。

つまり、将来、絶対に独立運動が起らないような形で併合を欲していたわけである。しかし既に併合してしまつた以上、独立運動は当然予想されることであつた。

朝鮮人の日本人に対する感情は幾多不幸の記憶によりて容易に融和す可からざるものあり（中略）。朝鮮人民の知識啓発し、其の自覺の増進するに従い如何なる政治的現象を呈出するに至らんも測り難し（同上）。

従つて韓国併合は、日本帝国主義が朝鮮独立問題という何時爆發するか分らない大問題をかかえ込んだ事を意味する。それでは朝鮮問題の解決にはどうすればよいのか。浮田も日韓同化、つまり日本人・朝鮮人が相互に「他の權利・自由及び名譽を尊重して其の人格を蔑視」しないこと、「朝鮮人の位置をして寸毫内地人と異なることなからしめる」こと以外にはないと考へ、具体的には「朝鮮人をして参政の權を享有せしめ、帝國議會に其の代表者を出だす乎、若しくは朝鮮に於て特別の議會を組織し朝鮮の内地に限れる立法に協賛せしめざる可からず」と主張している（同上）。

〔ちなみに、三・一独立運動直後に書かれた民本主義者福田徳三の「朝鮮は軍閥の私有物に非ず」——大正八年六月、『經濟學全集』第六卷所収——の主張も、日本の国会ほどでなくとも、制限された

ものでもよいから、朝鮮に国会を開くことは焦眉の急であるとするもので、基本的には浮田の明治四三年の主張の域を出ない。また吉野作造の「対外的良心の發揮」——大正八年四月、吉野作造博士民主主義論集第四卷「世界平和主義論」所収——も、「分かった人、捌けた人として下男や女中の尊敬を受くる大家の旦那」のような、物分りのよい植民政策という心構えを説くにとどまっている。

朝鮮人が、浮田の考えていたような同化政策を果して歓迎するかどうかは別問題として、浮田が意図するような同化政策が早急に実現し得るとは彼も期待し得なかつたであろう。浮田が朝鮮獨立運動に憂慮しなければならなかつたのも当然である。

なお、ここで触れて置きたいのは、浮田が「モロッコ問題及び国際上の関係」(『太陽』明治四四年一月号)で、独逸の帝國主義について次のように述べていることである。

独逸は武力に於て世界の一等国たるのみならず、文化に於て欧米諸國に冠たるの理由により他列國と同じく半開野蠻の民族に其の文化を伝うるの権利がある。若し西班牙や葡萄牙、和蘭や英國や仏國やが唯だ機先を制して繩張りをした丈で實際の土地に文化普及せず、蛮族猖獗を極め文明國民の事業を妨ぐることもあらば独逸は何時にても軍艦を派遣し、軍隊を上陸せし

め列國に代りて殖民地を占領するの権利と實力とを有するものである。

もし右の筆法を朝鮮にあてはめるとするならば、日本が朝鮮統治に成功しないならば、何時でも、独逸や英國や米國や露國などが、日本から朝鮮をとり上げる権利がある、という事になる。朝鮮のような長い歴史と伝統を持った一民族を、そっくりそのまま植民地化してしまつて、果して統治に成功し得るかという点が、浮田の憂慮する所であつたに違いない。

以上要するに、大逆事件と韓國併合は浮田の危機感を一層深刻ならしめ、その故に、危機への対応としての民本主義に対する信念を一層強めさせたと考えてよいであろう。

四 浮田和民の人格主義と社会主義観

さきに浮田が一応労働者側に身を置いて考える姿勢があることを指摘したのであるが、このことは言いかえれば、浮田が労働者の主張を全面的に是認するものではないが、少くとも彼等の主張の中に幾分の正当性のあることを認めているということである。彼は社会主義の中にも真理が含まれていることを認めていた(このことは、民本主義が、社会主義を真理と認めざるを得なくなつてきた所に生れた、受け身のものであることを示すものと考えて

よいであらう)。彼は前掲「社会主義及無政府主義に対する憲政上の疑義」で、現在の欧米諸国思想界の二大潮流として、社会主義と個人主義をあげたが、この二つについて次のような見解を示している。

天下に流行して勢力となるには必ず多少の真理がある。故に個人主義や社会主義の中に危険思想があるとしても、之を撲滅する最良の方法は個人主義若しくは社会主義の中にある其の真理を發揮するより善き手段はない。

民本主義が、いかにして社会主義の真理を發揮し得るのかという問題は別問題として、民本主義が社会主義勢力に対抗し得るためには、つまり社会主義陣営に走らるであろう労働者・農民を自己の陣営につなぎとめておくためには、「社会主義の中にある其の真理を發揮するより善き手段」は考えられない。

それでは、社会主義・個人主義(浮田は個人主義のもっとも極端な形が無政府主義であると考えている)の中に含まれる真理とは何か。浮田によれば二者はともに人格の絶対的価値を認識する所から起ったものであり、その意味でこの二者は、カント哲学の人格の觀念から出發して居るものであった。このような理解の中に、浮田の人格主義の立場が表明されている。彼の人格主義は、「日本人の道德觀念」(『太陽』明治四二年一月号)の中で次のよ

うに述べられている。

人格とは何ぞや。倫理的定義によれば人格とは人間の価値を認識して其の事物と異なる所以を自覚するの謂なり。才も不才も苟くも人たる者は事物の主とならざる可からず、全然器具の用をなし奴隸の如く使役せらるるは人間の堪ゆる所に非ざるなり。貴となく賤となく彼れも人なり、我も人なり。彼れに奪う可からざる意志あれば我れにも抛つ可からざる良心あり。人たるの価値に於ては男女平等、貧富無差別なり。古への忠臣義士は君主の前に跪坐平伏せる場合に於ても其の精神は儼然として直立せり。

右のような浮田の人格主義は、一応労働者側に身を置いて考える彼の姿勢の哲学的表明であり、同時に「東洋人は其の根本思想に於て未だ人格の価値を認識し居らざるなり」(『東西文明の融和』『太陽』明治四二年十二月号)という、旧思想に対する批判の表明でもあった。そしてそれは、桑木殿翼や左右田喜一郎の文化主義、或は阿部次郎の人格主義につながるものを持っていたと言えるであろう(桑木・左右田・阿部など、或は他にも朝永三十郎・大島正徳などの、黎明会に参加した哲学者たちは、それぞれの形で、民本主義对社会主義の戦いに参加しているのであって、民本主義者と言う場合、当然彼等をもその中に含めて考えなければならぬ。

浮田の活躍は、哲学的分野をも含めての民本主義の先駆的役割を果したと考えたい。哲学的分野のみに限れば桑木敏翼もその一人であろう。

さて、浮田はその人格主義的立場から、社会主義に真理が存することを認めたのであるが、彼が求めるものは、既に見て来たように具体的な社会問題の解決策である。社会主義はこの点からどのように評価されるものであろうか。再び「社会主義及無政府主義に対する憲政上の疑義」を見よう。彼は社会主義の根本要素を次のように列挙している。

イ、労働を以て社会組織の原則となし、凡べて健全なる男女は労働者たること。

ロ、社会の富を生産するに必要な土地及び資本の私有を廃し、之を社会の共有たらしむること。

ハ、生産の経営は全く資本家の手を離れて、社会の共有たらしむること。

ニ、生産せられたる富の分配は、現今の如く自由競争及び賃金制度によらず、正義の標準によりて公平に分配し、而して所定の大部分は各人の私有たらしむる事。

そして浮田によれば、右の如き社会主義の根本要素は必ずしも日本の国体又は政体に反対するものではない。社会主義が国体と相

容れないものとなるかどうかは、「国家の社会主義に対する其の態度及び取り扱い方如何によるもの」である。何故なら、日本は国体としては君主国体であり、政体としては立憲政体(民主主義)であるが、社会主義は主権の所在を問うものではなく、政体としての民主主義を要求するものだからである。また、(イ)は倫理的理想であつて貴族や私有財産を否定するものではないし、(ロ)の国有か私有かは絶対的なものでなく公議与論で動き得るものであるから、土地・資本の国有を唱えることは決して悪いことではない。(ハ)は経済上の民主主義であつて将来の実現は可能である。ただし(ニ)の正義の標準による公平な分配は実現困難であらう。と言うのが浮田の見解であつた。右のように理解された社会主義は、有害なものであろう筈はなく、

其の長所は若し現在の制度を根本的に改造す可き必要ありとせば、其の代りとなるべき一の考察を提供し、而して其の強点という可きは現在の社会制度を批評して其の短所を指摘する所にある。

と言うことになる。現下の社会問題のありかを正しく指摘し、解決のための理想目標を示しているのが社会主義であると言うことにならう。後に阿部次郎が森戸事件に関連して、理想としての無政府主義・社会主義は有用なものであると述べたのは、浮田と同

じ考え方である。ただ阿部が人格主義を唱えた大正九年は、堺利彦の言を用いれば福田徳三時代から河上肇時代に移った後のことであるのに対して、大逆事件直後における、右のような浮田の発言は、たしかに社会的な意義を持つものであると言えよう。しかも浮田の社会主義に対する理解は、右に明らかなように、階級闘争を抜き去った社会主義の中に真理があるとするものであって、まさしく民本主義の立場から社会主義の真理を發揮しようとするものであった。

五 結 び (民本主義の誕生・凋落・終焉・復活)

民本主義は保守主義(反動と一応区別された意味での)と考えられるべきではないか、ということとは別の機会にも述べたことであるが、浮田の思想に於いても、このことは明らかに認められる。即ち彼の民本主義は、日本帝国主義の危機が感ぜられた時に、社会主義勢力や民族独立運動に対応するものとして、立憲制の実現と発展を力説したものであった。その危機が早熟的にあらわれたものであっただけに、言いかえれば、日本が帝国主義段階に入ってから早々に、早くも国内的・国際的矛盾の激化が予想されたものであっただけに、その危機感は痛切なものであったに違いない。このことは、「婦一協会の創立に就て」(『太陽』明治四五年七月号)

の次の言にもうかがわれる。

立憲政治の効果未だ十分ならざるに早く既に其の弊害は百出し、女子教育の端緒さえまだ手に着かざるに婦人問題將さに實際上の問題たらんとし、工業組織幼稚にして一國の資力薄弱なるに同盟罷工頻りに起り、社会問題亦た避く可からざる時勢となりつつあるのである。

この危機に対応すべく、ブルジョア・デモクラシーの進展を阻止すべきであると考えるか、逆にそれを前進させなければならぬとするかが、反動と保守との分れ途である。保守主義である民本主義は、その故に、社会主義勢力と対抗しつつ、他方反動的勢力に対抗しなければならぬ。その際、民本主義者に特色的なことは、基本的には支配階級の立場に立つものでありながらも、一応被支配階級の立場に身を置いて考えることが出来るという姿勢である。それが民本主義者の「良心的」な所であり、主観的には彼等に中立を以て任せさせることとなる。良心的な中立の立場から出される政策が、社会政策に外ならず、また平和的・倫理的帝國主義の主張である。

民本主義を右のような意味での保守主義と規定するとき、その誕生はどの時点に求められるべきであろうか。もとよりそれは或る年代に明確な一線を引くことの出来るものではないが、もし或

る年代を求めるとすなわらば、それはやはり大逆事件と韓国併合の年である明治四三（一九一〇）年に求めてよいのではなからうか。或は今少しさかのぼるとすれば、日露戦争後の労働運動の高まりにそれを求めてもよいであろう。

明治の末期に誕生した民本主義者の活動は、大正七年十二月の黎明会の結成によって一応その頂点に達したと見てよいであろう。黎明会結成の直接的な契機となったものが吉野作造と浪人会との対決であったにせよ、会そのものは、福田徳三が明確に述べていたように、第一次大戦がプロレタリア・デモクラシーの勝利に終った時に、主観的にはブルジョア・デモクラシーでもプロレタリア・デモクラシーでもない真正のデモクラシーの立場をとるものとして、客観的には、福田の意図にもかかわらず、ブルジョア・デモクラシーの立場から、社会主義に対決するものとして結成されたものと考えなければなるまい（勿論、反動とも対決するが）。しかもその黎明会の活潑な運動が見られた大正八年は、既に述べておいたように福田徳三時代から河上肇時代に移ったとされた年である。「吉野博士らの第三階級のためのデモクラシーに対して、第四階級のデモクラシーの主張が鮮明になってきたのも、今年の特徴だといわれているが」とは『木佐木日記』大正八年十二月廿五日の記事である。当時の木佐木は吉野を支持する立場から右の

日記を記したのであるが、民本主義運動が頂点に達した大正八年は、既に思想界に於いては凋落の徴を示し始めた時期と言えるであろう。このことを象徴的に示すものの一つとして阿部次郎著『人格主義』をあげることが出来るのではなからうか。阿部も黎明会の一員であるが、阿部の思想の一応の完成と見られる「人格主義」の主張は、大正九年以降のものである。阿部次郎も亦、浮田がそうであったように「天下の読書生の渴仰の中心」であったが、しかも読書生が愛好したのは『三太郎の日記』つまり未完成の阿部に対してであって、完成された阿部の『人格主義』に対してではなかった。民本主義凋落期の産物である『人格主義』は、最早、若い読書生をひきつける魅力を失っていたと考えてよいであろう。

しかし、民本主義者の活躍は勿論これ以後衰退して行ったわけではない。そのことは、例えば吉野作造の精神的な活躍にも明らかであり、例えば彼の貴族院論では、明治憲法の改正を要求するまでに、彼の民本主義が前進させられている。民本主義が思想界の王座の地位を失いかけて来ることによって、却って民本主義が前進させられるのは、それが反動と区別される保守主義だからである。そして、民本主義が思想界の王座の地位を失いかけるまでに社会主義の前進が見られた時に、ようやく政治界が民本主義的

色彩を帯びて来ることとなる。普選が実施され、労働組合法案が作成される。このような政界に於ける民本主義的な色彩を代表するものは憲政会→民政党であり、外交に於ける幣原外交である。昭和に入つての浜口内閣は一応その頂点に達したものと言えよう。そして、浜口内閣につづく若槻内閣が倒れたことは、民本主義の終焉を物語るものと考えられる。

第二次大戦の結果、ポツダム宣言の受諾によつて、所謂戦後の「民主化」が開始されるが、それは国内的に見れば、民本主義の復活であつた。出版界でそれを示す一つの指標は、敗戦直後の昭和二一年に於ける『吉野作造博士民主主義論集』全八巻の刊行で

ある。そしてこの論集には、平和国家日本にふさわしく、吉野の帝國主義的な論説は殆んど除かれている。勿論、民本主義が帝國主義である以上、除き切れるものではないが、例えば雑誌『東方時論』に載せられた吉野の中國政策を語つた論説は一篇も収録されていない。戦後に於ける民本主義の復活は、ポツダム宣言に沿うべく、帝國主義と社会政策という二つの課題の内から、一応帝國主義をとり除いて、社会主義に対抗するブルジョア・デモクラシーを前進させるという面に力点が置かれていたのである。

附記 民本主義については、信夫清三郎氏の『大正デモクラシー史』に
教えられるところが多かつた。この旨、特に附記しておきたい。

(岡山大学助教授)

Staatenwelt die Initiative — die „latente Hegemonie“ — festhalten. Die Führer des „Neuen Kurses“ haben diese Verhältnisse leichtfertig mißverstanden und sogleich die leitende Stellung Deutschlands von selbst aufgegeben, die Bismarck zurückgelassen hatte.

Birth of Democracy

—through the *Kazutami Ukita's* 浮田和民 thought—

by

Matahisa Miyamoto

In this article, through the examination of *Kazutami Ukita* 浮田和民 as the managing editor of the magazine, “*Taiyo* 太陽”, we consider the birth of *Mimpon-shugi* 民本主義 or democracy. His idea of democracy consists of two opinions, one is execution and development of constitutional government as a prosecuting method of administrative power, and the other execution of social policy and imperialistic development as a prosecuting object of power. At the crisis of Japanese imperialism, his opinion is a conservatism to meet the crisis by the development of constitutional government, against the reactionary power on one side and against the socialistic power on the other. Such idea of *Ukita's* is thought to be strengthened through his keen feeling of the crisis of Japanese imperialism, the High Treason case and the Korean Annexation.

From the view-point of the conservatism confronting the crisis, the birth of democracy can be temporarily settled in the forty-third of *Meiji* 明治, the year of the High Treason. Democracy had a tendency to decay after the peak in the eighth of *Taisho* 大正, and came to an end in the Second *Wakatsuki* 若槻 Cabinet, the revival of which is considered to be post-war “democratization”.